

尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人申請（第4条－第10条）
- 第3章 団体申請（第11条－第17条）
- 第4章 住民グループ申請（第18条－第24条）
- 附則

第1章 総則

（主 旨）

第1条 尼崎市野良猫不妊手術助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この要綱に定める助成金の交付は、野良猫を捕獲し、不妊手術を行う際に要する費用の一部を助成することにより、野良猫の繁殖を抑制し、野良猫に起因する迷惑行為の未然防止を図ることをもって、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とする。

（定 義）

第3条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。

- (1) 「動物病院」とは、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設をいう。
- (2) 「獣医師」とは、前号に規定する動物病院に所属する獣医師をいう。
- (3) 「個人」とは、尼崎市に在住する成人をいい、「個人申請」とは、当該個人がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- (4) 「団体」とは、地域自治組織（町内会、婦人会、防犯協会、管理組合）をいい、「団体申請」とは、当該団体がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- (5) 「住民グループ」とは同じ活動区域（周辺に生息する野良猫から概ね半径200メートル以内）に居住する者からなる集団をいい、「住民グループ申請」とは、当該グループがこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- (6) 「野良猫」とは、特定の飼い主がおらず、市内に生息している猫をいう。
- (7) 「不妊手術」とは、獣医師による猫の精巣全摘出術または卵巣子宮全摘出術をいう。

- (8) 「捕獲送迎費用」とは、不妊手術を実施するための野良猫の捕獲及び不妊手術を行う動物病院並びに不妊手術後の捕獲場所への返還、譲渡先等への引き渡し等に係る送迎費用をいう。
- (9) 「耳カット」とは、不妊手術が実施された野良猫に対し、不妊手術済みの証として片側の耳先に容易に視認可能な大きさのV字状カットを施術することをいう。
- (10) 「野良猫不妊手術助成金交付説明会」とは、市長が開催し、個人及び住民グループがこの要綱に定める助成金の交付を受けるために参加する説明会をいう。
- (11) 「野良猫対策活動出張研修会」とは、市長が開催し、団体がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために参加する研修会をいう。
- (12) 「団体登録申請書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動団体登録申請書をいう。
- (13) 「団体登録決定通知書」とは、様式第2号に規定する野良猫対策活動団体登録決定通知書をいう。
- (14) 「住民グループ登録申請書」とは様式第1-2号に規定する住民グループ登録申請書をいう。
- (15) 「住民グループ登録決定通知書」とは、様式第2-2号に規定する住民グループ登録決定通知書をいう。
- (16) 「交付申請書兼報告書（個人用）」とは、様式第3号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（個人用）をいう。
- (17) 「交付申請書兼報告書（登録団体用）」とは、様式第3-1号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録団体用）をいう。
- (18) 「交付申請書兼報告書（登録住民グループ用）」とは、様式第3-2号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録住民グループ用）をいう。
- (19) 「交付審査結果通知書」とは、様式第4号に規定する野良猫不妊手術助成金交付審査結果通知書をいう。
- (20) 「請求書」とは、様式第5号に規定する野良猫不妊手術助成金請求書をいう。

第2章 個人申請

（個人申請の条件）

第4条 個人申請をしようとする者（以下「個人申請者」という。）は、市長が開催する野良猫不妊手術助成金交付説明会に参加し、参加証明書の交付を受けなければならない。

（手術の実施等）

第5条 個人申請者は、野良猫の不妊手術を獣医師に依頼して実施するものとし、交付申請書兼報告書（個人用）の獣医師・動物病院記入欄に必要事項の記載及び押印を得なければならない。

2 前項の不妊手術を実施した野良猫には耳カットが実施されていなければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 個人申請者は、市長に対し、交付申請書兼報告書(個人用)に動物病院の発行する領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

2 個人申請者による助成金交付申請は、前条の不妊手術(耳カットのみを実施した場合を含む。)実施日、若しくは、動物病院に野良猫の捕獲送迎を依頼し、実施された日のいずれか後の日から60日以内に市長が受理したものに限り有効とし、郵送の場合は、消印の日を市長が受理した日として準用する。

(助成金の対象及び額)

第7条 助成金の対象となる費用は、次の各号に掲げる事項に係る費用とする。

(1) 野良猫の不妊手術(不妊手術の実施にあたり、獣医師により当該野良猫の不妊手術が既に行われていることが確認された手術も含む。)費用、耳カット費用、及び関連費用(抗生剤等投薬費、墮胎費、麻酔費、処置費、入院費、ワクチン費、駆虫剤費)及びこれらに係る消費税及び地方消費税相当額。

(2) 不妊手術を実施する動物病院による野良猫の捕獲送迎費用、若しくは野良猫の捕獲ができなかった場合における捕獲実施に要した費用及びこれらに係る消費税及び地方消費税相当額。

(3) 個人申請者が実施した野良猫の捕獲送迎費用及びこれらに係る消費税及び地方消費税相当額。

2 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号については、実際に要した額とし、野良猫一匹につき雌13,000円、雄9,000円を上限とする。

(2) 前項第2号については、実際に要した額とし、一回につき10,000円を上限とする。

(3) 前項第3号については、一回につき1,000円とする。

3 市長は、前2項の助成についてに対し、当該年度の予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により個人申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付審査により交付すべきと認めるときは、交付審査結果通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第9条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定通知者」という。)は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、交付決定通知者より助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

第3章 団体申請

(団体の登録)

第11条 団体が、周辺に生息する野良猫（概ね10頭以上）の繁殖を抑制することを目的とし、この要綱に定める助成金の交付を受けようとする場合、団体の長及びその役員は、市長が開催する野良猫対策活動出張研修会に参加しなければならない。

2 団体は、前項の研修会に参加した団体の長及びその役員2名以上の同意を添えて、市長に登録申請を行うことができる。

3 前項の申請は、団体の長が団体登録申請書を市長に提出することにより行う。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否について団体登録決定通知書により団体に通知するものとする。

5 前項にて市に登録された団体（以下「登録団体」という。）の登録期間は、団体登録が決定された日の属する年度の翌年度末の日とする。

6 団体の長が変更となった場合は新たな長が速やかに登録申請書を市長に提出することとする。

(登録の継続)

第11条の2 登録団体が、登録期間終了後も継続して登録を希望する場合は、登録期間終了60日前から、市長に対し、登録申請を行うことができる。

2 前項の申請に際し、団体の長が前回申請時と変更がない場合は、第11条第1項に規定する研修会への参加を省略することができる。

(登録の取消し)

第11条の3 登録団体が登録の取消しを希望する場合は、当該団体の長は市長に取消し願を申し出なければならない。

(手術の実施等)

第12条 登録団体は、当該地域の野良猫の不妊手術を獣医師に依頼して実施するものとし、交付申請書兼報告書（登録団体用）の獣医師・動物病院記入欄に必要事項の記載及び押印を得なければならない。

2 野良猫に対する不妊手術は登録団体の登録期間内に実施したものに限り有効とする。

3 前2項の不妊手術を実施した野良猫には耳カットが実施されていなければならない。

(助成金の交付申請)

第13条 登録団体は、市長に対し、交付申請書兼報告書（登録団体用）に動物病院の発行する領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

2 登録団体による助成金交付申請は、前条の不妊手術（耳カットのみを実施した場合を

含む。)実施日、若しくは、動物病院に野良猫の捕獲送迎を依頼し、実施された日のいずれか後の日から60日以内かつ登録期間満了日の翌月末日までに市長が受理したものに限り有効とし、郵送の場合は、消印の日を市長が受理した日として準用する。

(助成金の対象及び額)

第14条 助成金の対象となる費用は、次の各号に掲げる事項に係る費用とする。

- (1) 野良猫の不妊手術(不妊手術の実施にあたり、獣医師により当該野良猫の不妊手術が既に行われていることが確認された手術も含む。)費用、耳カット費用、及び関連費用(抗生剤等投薬費、墮胎費、麻酔費、処置費、入院費、ワクチン費、駆虫剤費)及びこれらに係る消費税及び地方消費税相当額。
- (2) 不妊手術を実施する動物病院による野良猫の捕獲送迎費用、若しくは野良猫の捕獲ができなかった場合における捕獲実施に要した費用及びこれらに係る消費税及び地方消費税相当額。
- (3) 登録団体が実施した野良猫の捕獲送迎費用及びこれらに係る消費税及び地方消費税相当額。

2 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号については、実際に要した額とし、野良猫一匹につき雌13,000円、雄9,000円を上限とする。
- (2) 前項第2号については、実際に要した額とし、一回につき10,000円を上限とする。
- (3) 前項第3号については、一回につき1,000円とする。

3 市長は、前2項の助成についてに対し、当該年度の予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付決定)

第15条 市長は、第13条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により交付申請を行った登録団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付審査により交付すべきと認めるときは、交付審査結果通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第16条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定通知団体」という。)は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第17条 市長は、交付決定通知団体より助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

第4章 住民グループ申請

(住民グループの登録)

- 第18条 住民グループが、周辺に生息する野良猫（概ね10頭以上）の繁殖を抑制することを目的とし、この要綱に定める助成金の交付を受けようとする場合、住民グループの構成員は、市長が開催する野良猫不妊手術助成金交付説明会に参加し、参加証明書の交付を受けなければならない。
- 2 住民グループは、前項の説明会に参加した構成員3～5名以上の同意を添えて、内1名を代表者とする登録申請を、市長に対し行うことができる。ただし、構成員は一世帯あたり一名までとする。
- 3 前項の申請は、住民グループの代表者が住民グループ登録申請書を市長に提出することにより行う。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否について住民グループ登録決定通知書により住民グループの代表者に通知するものとする。
- 5 前項にて市に登録された住民グループ（以下「登録グループ」という。）の登録期間は、住民グループ登録が決定された日の属する年度の翌年度末の日とする。
- 6 住民グループの代表者が変更となった場合は新たな代表者が速やかに登録申請書を市長に提出することとする。

(登録の継続)

- 第18条の2 登録グループが、登録期間終了後も継続して登録を希望する場合は、登録期間終了60日前から、市長に対し、登録申請を行うことができる。

(登録の取消し)

- 第18条の3 登録グループが登録の取消しを希望する場合は、当該登録グループの代表者は市長に取消し願を申し出なければならない。

(手術の実施等)

- 第19条 登録グループは、当該地域の野良猫の不妊手術を獣医師に依頼して実施するものとし、交付申請書兼報告書（登録グループ用）の獣医師・動物病院記入欄に必要事項の記載及び押印を得なければならない。
- 2 野良猫に対する不妊手術は登録グループの登録期間内に実施したものに限り有効とする。
- 3 前2項の不妊手術を実施した野良猫には耳カットが実施されていなければならない。

(助成金の交付申請)

- 第20条 登録グループは、市長に対し、交付申請書兼報告書（登録グループ用）に動物病院の発行する領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。
- 2 登録グループによる助成金交付申請は、前条の不妊手術（耳カットのみを実施した場合を含む。）実施日、若しくは、動物病院に野良猫の捕獲送迎を依頼し、実施された日のいずれか後の日から60日以内かつ登録期間満了日の翌月末日までに市長が受理したものに限り有効とし、郵送の場合は、消印の日を市長が受理した日として準用する。

(助成金の対象及び額)

第21条 助成金の対象となる費用は、次の各号に掲げる事項に係る費用とする。

- (1) 野良猫の不妊手術（不妊手術の実施にあたり、獣医師により当該野良猫の不妊手術が既に行われていることが確認された手術も含む。）費用、耳カット費用、及び関連費用（抗生剤等投薬費、墮胎費、麻酔費、処置費、入院費、ワクチン費、駆虫剤費）及びこれらに係る消費税及び地方消費税相当額。
- (2) 不妊手術を実施する動物病院による野良猫の捕獲送迎費用、若しくは野良猫の捕獲ができなかった場合における捕獲実施に要した費用及びこれらに係る消費税及び地方消費税相当額。
- (3) 登録グループが実施した野良猫の捕獲送迎費用及びこれらに係る消費税及び地方消費税相当額。

2 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号については、実際に要した額とし、野良猫一匹につき雌13,000円、雄9,000円を上限とする。
- (2) 前項第2号については、実際に要した額とし、一回につき10,000円を上限とする。
- (3) 前項第3号については、一回につき1,000円とする。

3 市長は、前2項の助成についてに対し、当該年度の予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付決定)

第22条 市長は、第20条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により交付申請を行った登録グループに通知するものとする。

2 市長は、前項の交付審査により交付すべきと認めるときは交付審査結果通知書に必要な条件を付すことができる。

(助成金の請求)

第23条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた住民グループ（以下「交付決定通知グループ」という）は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第24条 市長は、交付決定通知グループより助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

附 則

(助成金の交付決定の取消及び返納)

第1条 市長は、交付決定通知者、交付決定通知団体及び交付決定通知グループが、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、

又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第4号、第5号及び第7号に該当するとき。

(3) 暴力団等の利益になるとき。

(調査・立会い等)

第2条 市長は、必要があると認めるときは、個人申請者、登録団体又は登録グループに対し、助成金の交付に関し必要な事項を調査し、報告を求め、又は現場に立会いを求めることができる。

(経過措置)

第3条 この要綱の令和3年4月1日の改正の前日に実施された野良猫の不妊手術に係る申請については、改正前の要綱第8条の市長による承認書の交付を受けた者でなければならない。また、当該承認書の交付を受けた者は、引き続きこの要綱の個人申請者として令和3年4月1日の改正後の規定に則し、申請をすることができる。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の令和5年1月1日の改正前に行われた不妊手術については改正前の要綱に基づく助成金を助成するものとし、令和5年1月1日の改正後に行われた不妊手術については、改正後の要綱に基づく助成金を助成するものとする。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和6年6月1日から施行する尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱第13条第2項及び第20条第2項の規定は、令和6年5月31日までに実施された第14条第1項第1号、第2号及び第2項第1号、第2号、並びに第21条第1項第1号、第2号及び第2項第1号、第2号に規定する事項については、なお従前の例による。

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和7年4月1日から施行する尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱第7条第

2項第3号、第14条第2項第3号及び第21条第2項第3号の規定は、令和7年3月31日までに実施された野良猫の捕獲送迎費用については、なお従前の例による。